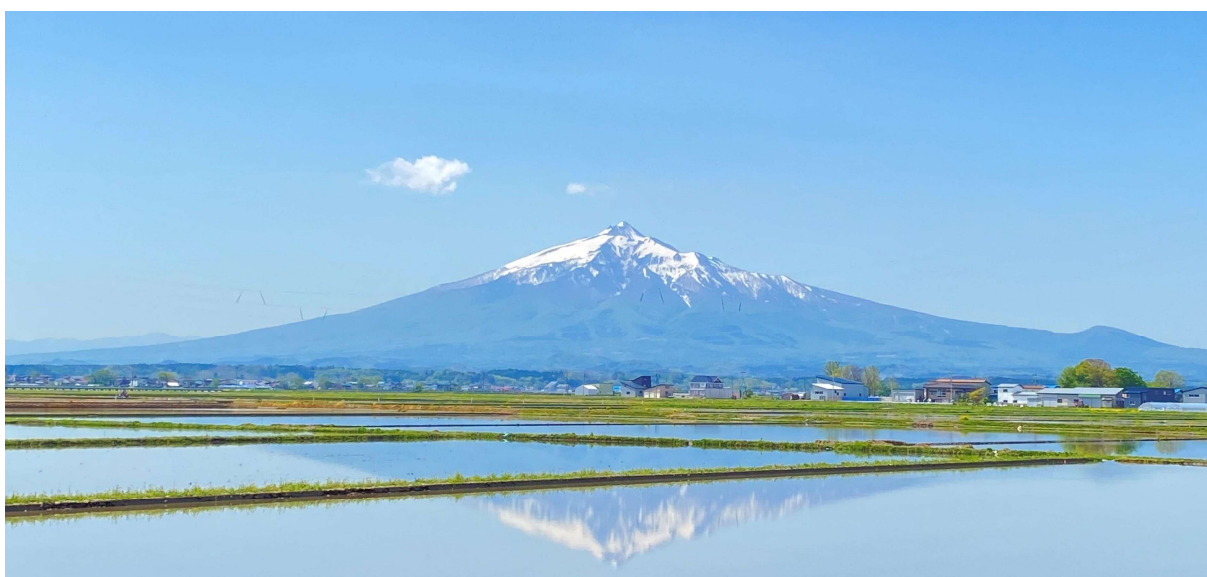


令和7年度 つがる市地域おこし協力隊員募集要項（観光・物産の振興）

つがる市は青森県の西北部、津軽平野に位置し、東京23区の4割ほどの面積に、3万人弱の市民が暮らす自然豊かなまちです。市の半分以上が農地で、全国でも有数の米どころであり、稲作を中心とした農業がとても盛んです。見渡す限りに広がる広大な田園風景が、初夏にはみずみずしい緑、秋には風にそよぐ黄金色、冬には一面の銀世界と独特の景観を織りなしています。また、日本で最も有名な土偶の一つである、重要文化財の遮光器土偶が出土した「亀ヶ岡石器時代遺跡」が所在します。亀ヶ岡石器時代遺跡は近年、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産として世界文化遺産にも登録され、縄文遺跡の復元整備や利活用の機運が高まっています。

つがる市では就職・進学等での若者の流出等による人口減少が進んでいますが、地域活性化に向けた動きが地域の中からも、これまで着任した10名の地域おこし協力隊の活動からも進められてきています。

地域活性化の取組みをより活力あるものにして行くため、つがる市に暮らす地域の人々と一緒になって活動する隊員を募集します。



〔つがる平野と岩木山〕



〔令和6年度つがる市地域おこし協力隊員〕

1. 募集人員 1名

2. 活動内容（ミッション）

○ 観光・物産の振興

つがる市観光物産協会の事務局に所属し、同協会会員と協力して以下の業務に取り組んでいただきます。

- （1）観光コンテンツの開発、試験的な運用
- （2）観光物産協会が主催・共催するイベントの一部企画、実施（馬市まつり、春まつり、縄文まつり等）
- （3）JR 木造駅駅舎内に併設されている観光案内所での窓口対応（週 5 時間程度）

3. 活動内容設定の背景

つがる市観光物産協会は市内の観光事業や物産事業の振興を目的としています。課題として観光コンテンツの乏しさやイベントの魅力向上などがありますが、こういった内容に対して既存の職員では専任で取り組むことができません。このため地域外の視点から上記 2.（1）及び（2）に取り組む意欲のある人材を募集します。また（3）については観光客への実地での対応を通して観光客の嗜好や観光客数などを肌感覚で掴んでもらうこと、観光物産協会がどの様に観光や物産を紹介しているか基本的な業務を共有することを目的としています。

4. 募集対象

次に掲げる全ての要件を満たしている方。

- （1）委嘱時点で年齢が 18 歳以上となる方（ただし、同時点で高校生である方は除きます。）
- （2）3 大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎、山村、離島、半島等の条件不利地域以外）に在住し、任用後に生活拠点をつがる市に移すとともに住民票をつがる市に異動できる方
- （3）任期終了後もつがる市に定住し、起業や就業をしようとする意欲を持つ方
- （4）地域住民と積極的にコミュニケーションを図り地域活性化のために意欲的に行動できる方
- （5）心身ともに健康で地域活性化に意欲があり、誠実に業務を行うことができる方
- （6）普通自動車運転免許を有している方
- （7）基本的なパソコン操作等ができる方（ワード、エクセル、パワーポイント、各種 SNS 等）
- （8）守秘義務を厳守できる方
- （9）地方公務員法第 16 条に規定する欠格事項に該当しない方

5. 勤務時間及び勤務場所

原則として月曜日から金曜日までの週 5 日（1 週間当たり 35 時間）を基本とします。ただし、休日等に勤務する場合は平日への振替対応とします。

勤務場所はつがる市観光物産協会事務局（JR 木造駅駅舎内）とします。

6. 雇用形態・期間

- （1）つがる市長が委嘱し、つがる市観光物産協会と雇用契約をします。
- （2）任用の日から当該年度の末日（任用期間は通算して最長 3 年までとします）

- (3) 勤務態度、生活態度等が協力隊員としてふさわしくないと判断した場合には、委嘱期間中であっても委嘱を取り消すことができるものとします。

7. 報 酬

月 額：200,000 円

期末手当：年 2 回（6 月、12 月）

※社会保険料等の控除が有ります。

※期末手当以外の手当等の支給はありません。

8. 休日・休暇

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）とします。

年次有給休暇は 18 日、年度途中採用の場合は按分されます。

9. 待遇および福利厚生

- (1) 厚生年金、健康保険、雇用保険、労働者災害補償保険に加入します。
- (2) 住居は、つがる市観光物産協会が借り上げし貸与します。ただし、光熱水費や自治会費等は個人負担です。
- (3) 活動に使用する車両は、自家用車をご用意ください。借上料として、燃料代を含み月額 30,000 円支給します。自家用車は任意保険に加入（自己負担）し、対人補償は無制限、対物補償は 1,000 万円以上とすることを要件とします。

10. 応募手続

- (1) 応募受付期間

令和 7 年 10 月 15 日（水）から令和 7 年 11 月 28 日（金）までとします。※必着

- (2) 提出書類

- ・応募用紙（様式 1）
- ・募集要件確認票（様式 2）※様式 1、2 は市ホームページからダウンロードしてください。
- ・住民票
- ・普通自動車運転免許証の写し（両面）
- ・レポート

テーマ：「応募した動機」

「つがる市地域おこし協力隊員としてどのような活動をしたいのか」

なお、提出いただいた応募書類等は返却しません。

- (3) 応募書類送付先

〒038-3192 青森県つがる市木造若緑 61-1

つがる市役所地域創生課 「地域おこし協力隊」担当

11. 選考方法

- (1) 第 1 次選考（書類選考）

書類選考の上、結果を応募者全員に文書または電子メールで通知します。また、合格者については、ウェブ面談及び面接選考等の案内を同封いたします。

(2) ウェブ面談

主にマッチングミスを防ぐために、ウェブ上で市役所地域おこし協力隊担当者および若干名の関係者と面談を行います。面談を実施した上で双方に選考を継続する意志がある場合に第2次選考に進みます。

(3) 第2次選考（面接選考）

ウェブ面談実施者を対象に第2次選考（面接）を実施します。第2次選考の場所や日時等につきましては、第1次選考結果の通知の際にお知らせいたします。選考結果は、文書または電子メールで全員に通知します。

第2次選考に要する旅費は自己負担となります（Zoom アプリによるオンラインで実施する場合があります。）

12. お問い合わせ

つがる市役所地域創生課 「地域おこし協力隊」担当

TEL：0173-42-2459（直通）

FAX：0173-42-3069

Eメール happy@city.tsugaru.lg.jp



[つがる市観光物産協会事務局員]